

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道鳥獣保護区等の標識の寸法を定める条例……………（自然環境課）	1
○北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ……………（道民生活課）	2
○北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例 ……………（医療薬務課）	4
○北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（福祉援護課）	7
○北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ……………（施設運営指導課）	12
○北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ……………（施設運営指導課）	20
○北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ……………（施設運営指導課）	25

条 例

北海道鳥獣保護区等の標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第88号

北海道鳥獣保護区等の標識の寸法を定める条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第14項ただし書（同法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（同法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第37条第2項ただし書の規定により条例で定める鳥獣保護区等の標識の寸法は、次

の表のとおりとする。

標識の区分		標識の寸法	
1 指定猟法禁止区域を表示する標識	制札	表示面の大きさ	1 辺30センチメートル以上
		支柱の高さ	80センチメートル以上
2 鳥獣保護区を表示する標識	制札	表示面の大きさ	縦36センチメートル以上、横45センチメートル以上
		支柱の高さ	150センチメートル以上
		支柱の太さ	7センチメートル以上
	標柱	標柱の高さ	200センチメートル以上
3 特別保護地区を表示する標識	制札	表示面の大きさ	縦36センチメートル以上、横45センチメートル以上
		支柱の高さ	150センチメートル以上
		支柱の太さ	7センチメートル以上
	標柱	標柱の高さ	200センチメートル以上
		標柱の太さ	9センチメートル以上
4 休猟区を表示する標識	制札	表示面の大きさ	1 辺30センチメートル以上
		支柱の高さ	80センチメートル以上
	標柱	標柱の高さ	120センチメートル以上
		標柱の太さ	9センチメートル以上
5 特定猟具使用禁止区域を表示する標識	制札	表示面の大きさ	縦36センチメートル以上、横45センチメートル以上
		支柱の高さ	150センチメートル以上
		支柱の太さ	7センチメートル以上
	標柱	標柱の高さ	200センチメートル以上
		標柱の太さ	9センチメートル以上
6 特定猟具使用制限区域を表示する標識	制札	表示面の大きさ	1 辺30センチメートル以上
		支柱の高さ	80センチメートル以上
7 特別保護指定区域を表示する標識	制札	表示面の大きさ	縦70センチメートル以上、横90センチメートル以上

		支柱の高さ	150センチメートル以上
備考			
1 この表における次に掲げる用語は、それぞれ次に定めるとおりとする。			
(1) 支柱の高さ 地面から制札の表示面の下端までの支柱の高さ			
(2) 支柱の太さ 支柱の水平面の1辺の長さ			
(3) 標柱の高さ 地面から標柱の上端までの高さ			
(4) 標柱の太さ 標柱の水平面の1辺の長さ			
2 制札の表示面の大きさの寸法については、既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できるときは、この限りでない。			
3 第1号、第4号及び第6号に掲げる標識については、支柱以外の立木竹等に制札を固定させる場合にあつては、地面から制札の表示面の下端までの高さが150センチメートル以上の場所で固定させるものとする。			
4 第2号、第3号及び第5号に掲げる標識に係る支柱の太さの寸法については、支柱に鉄材等を用いる場合であって、木材を超える強度があるときは、この限りでない。			

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第89号

北海道婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、社会福祉法及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号。第16条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(設備及び運営の向上)

第4条 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第5条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第6条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮し、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

(苦情への対応)

第7条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法

第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員)

第9条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

3 婦人保護施設の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、婦人保護施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

4 婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第11条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた婦人保護施設の建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 事務室

(2) 相談室

(3) 宿直室

(4) 居室

(5) 集会室兼談話室

(6) 静養室

(7) 医務室

(8) 作業室

(9) 食堂

(10) 調理室

(11) 洗面所

(12) 浴室

(13) 便所

(14) 洗濯室

(15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項第2号、第4号、第7号、第9号及び第10号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(2) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、規則で定める基準によること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押し入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設ける場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室について常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

5 前各項に規定するもののほか、婦人保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (2) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (居室の入所人員)

第12条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(自立の支援等)

第13条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

- 2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。
 - 3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。
 - 4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。
- (給食)

第14条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 3 栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第15条 婦人保護施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第16条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る基準省令第14条の2の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」とい

う。）の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない。

(関係機関との連携)

第17条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子相談員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(秘密保持等)

第18条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第90号

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項及び第5項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、既存病床数及び申請病床数の補正並びに病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）において使用する用語の例による。

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第3条 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に応じ法第30条の4第2項第9号に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない法第7条の2第4項の補正は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、規則で定める数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。
- (2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。
- (3) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、規則で定めるところによること。

2 前項に定めるもののほか、法第7条の2第4項の病床数の補正に関し必要な事項は、規則で定める。

第4条 知事が病床の種別に応じ法第30条の4第2項第9号に規定する区域における既存の病床の数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

（専属の薬剤師の配置の基準）

第5条 病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。

（病院の従業者の員数の基準）

第6条 病院が有しなければならない従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）
- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当数
- (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実情に応じた適当数

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の病院の従業者の員数の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(病院の施設の基準)

第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、その構造設備は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒設備を有する病院に限る。）。
- (2) 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士又は入院患者及びその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
- (3) 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 面積は、規則で定める基準によること。
- (4) 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の病院の施設の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(療養病床を有する診療所の従業者の員数の基準)

第8条 療養病床を有する診療所が有しなければならない従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適當数

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の療養病床を有する診療所の従業者の員数の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(療養病床を有する診療所の施設の基準)

第9条 法第21条第2項第3号の条例で定める施設は、第7条第1項第2号から第4号までに掲げる施設とし、その構造設備は、これらの規定に定めるところ

による。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の療養病床を有する診療所の施設の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日以後に介護保険法（平成9年法律第123号）第94条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設（附則第4項において「平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。）及び平成3年6月26日以後に介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第24条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の6の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であって介護保険法施行法第8条第1項の規定によりその開設者が介護保険法第94条第1項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設（附則第4項において「平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。）の入所定員（入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。）については、当分の間、第3条第1項第3号及び第4条の規定は、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）附則第8条に規定する病床転換による介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当分の間、第3条第1項第3号及び第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

4 附則第2項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第119号）による改正後の医療法施行規則第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定した場合における平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。

5 附則第3項の規定にかかわらず、前項に規定する場合における附則第3項に

規定する入所定員については、附則第2項の規定を準用する。

6 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第13条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行った日から同日以後最初の医療法施行規則第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、附則第2項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号及び第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

（検討）

7 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。
平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第91号

北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 救護施設等の基本方針及び共通的な基準（第3条―第11条）
- 第3章 救護施設の設備及び運営に関する基準（第12条―第21条）
- 第4章 更生施設の設備及び運営に関する基準（第22条―第27条）
- 第5章 授産施設の設備及び運営に関する基準（第28条―第33条）
- 第6章 宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（第34条―第39条）
- 第7章 医療保護施設（第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項に基づき、保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設及び医療保護施設

をいう。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、生活保護法及び救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。第21条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 救護施設等の基本方針及び共通的な基準

（基本方針）

第3条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第4条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第5条 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第6条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第7条 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（苦情への対応）

第8条 救護施設等は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適

切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 2 救護施設等は、その行った処遇に関し、生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関（第11条第1項において「保護の実施機関」という。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 救護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。 （非常災害対策） 第9条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。 2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 3 救護施設等は、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。 （帳簿の整備） 第10条 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。 （事故発生時の対応） 第11条 救護施設等は、利用者に対する処遇に関し事故が発生した場合は、速やかに保護の実施機関、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 前項の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、救護施設等は、速やかに道に報告しなければならない。 3 救護施設等は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。 第3章 救護施設の設備及び運営に関する基準 （規模） 第12条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。	2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの（第14条において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。 3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。 （設備の基準） 第13条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた救護施設の建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。 (1) 居室 (2) 静養室 (3) 食堂 (4) 集会室 (5) 浴室 (6) 洗面所 (7) 便所 (8) 医務室 (9) 調理室 (10) 事務室 (11) 宿直室 (12) 介護職員室 (13) 面接室
---	--

(14) 洗濯室又は洗濯場

(15) 汚物処理室

(16) 霊安室

4 前項第1号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（次項第1号オにおいて「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第3項第1号、第2号、第6号から第9号まで及び第12号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、規則で定める基準によること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、規則で定める基準によること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

（サテライト型施設の設備の基準）

第14条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずるものとする。

（職員の配置の基準）

第15条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる調理員を置かないことができる。

(1) 施設長

(2) 医師

(3) 生活指導員

(4) 介護職員

(5) 看護師又は准看護師

(6) 栄養士

(7) 調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

（居室の入所人員）

第16条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

（給食）

第17条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

（健康管理）

第18条 入所者については、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

（衛生管理等）

第19条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活指導等)

第20条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

- 2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。
- 3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。
- 4 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 5 教養娯楽設備等を備えるとともに、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第21条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る基準省令第16条の2の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない。

第4章 更生施設の設備及び運営に関する基準

(規模)

第22条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

- 2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第23条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 集会室
- (4) 食堂
- (5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 作業室又は作業場

(10) 調理室

(11) 事務室

(12) 宿直室

(13) 面接室

(14) 洗濯室又は洗濯場

- 2 前項第9号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

- 3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第13条第1項、第2項、第5項第1号（オを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

第24条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

- 2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、6人以上で、入所人員に応じて規則で定める数とする。

(生活指導等)

第25条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体に条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、更生施設の入所者に対する生活指導等については、第20条（第2項を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第26条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

（準用）

第27条 第16条から第19条まで及び第21条の規定は、更生施設について準用する。

第5章 授産施設の設備及び運営に関する基準

（規模）

第28条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第29条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項第1号及び第5号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 作業室
 - ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。
 - イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (2) 便所 男子用と女子用を別に設けること。

（職員の配置の基準）

第30条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 施設長
 - (2) 作業指導員
- （工賃の支払）

第31条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

（自立指導）

第32条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

（準用）

第33条 第19条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

第6章 宿所提供施設の設備及び運営に関する基準

（規模）

第34条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第35条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 便所
- (4) 面接室
- (5) 事務室

2 前項第2号に掲げる炊事設備の火気を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第13条第5項第1号（オを除く。）並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第36条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

（居室の利用世帯）

第37条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

（生活相談）

第38条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図るよう努めなければならない。

（準用）

第39条 第19条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。

第7章 医療保護施設

第40条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。

附 則

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第92号

北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第4条―第34条）

第4章 経過の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第35条―第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、社会福祉法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）において使用する用語の例による。

第2章 基本方針

第3条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第4条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。
(設備の専用)

第5条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第9条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設

けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

(記録の整備)

第10条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該入所者の退所の日をいう。）から2年間保存しなければならない。

- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
- (2) 第16条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第11条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めた軽費老人ホームの建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該軽費老人ホームの効果的な

運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、この限りでない。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 調理室
- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 宿直室

(11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号、第4号及び第7号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、規則で定める基準によること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするとともに、必要に応じて介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により構成される区画における設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、規則で定める基準によること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

6 前各項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 施設内に一齐に放送できる設備を設置すること。

(2) 居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

(職員の配置の基準)

第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第4号に掲げる栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号に掲げる調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員 常勤換算方法で、1以上で、一般入所者（入所者であって、規則で定める介護サービスの提供を受けていない者をいう。）の数に応じて規則で定める数

(4) 栄養士 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の軽費老人ホームの職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(入所申込者等に対する説明等)

第13条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(対象者)

第14条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの

(2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第15条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設

に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第17条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、サービスの提供に要する費用その他の規則で定める費用の支払を受けることができる。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(サービス提供の方針)

第18条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(食事)

第19条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第20条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると

ともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定の申請その他の入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第21条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態又は要支援状態となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

第22条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

(施設長の責務)

第23条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第24条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、規則で定める業務を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項に規定する業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第25条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関等)

第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り

得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第31条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第32条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、道から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、道からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を道に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、市町村等の派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に関し事故が発生した場合は、速やかに道、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第4章 経過的軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第35条 平成20年6月1日前から引き続き存する軽費老人ホーム（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、軽費老人ホームA型又は軽費老人ホームB型として知事が指定するものについては、前2章の規定にかかわらず、この章に定めるところによる。

(軽費老人ホームA型に係る基本方針)

第36条 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームA型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(軽費老人ホームA型の規模)

第37条 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

第38条 軽費老人ホームA型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めた軽費老人ホームA型の建物にあって

ては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホーム A 型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該軽費老人ホーム A 型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、この限りでない。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 静養室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 職員室
- (11) 面談室
- (12) 洗濯室又は洗濯場
- (13) 宿直室
- (14) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第 1 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、原則として 1 人とする。
 - イ 地階に設けてはならない。
 - ウ 入所者 1 人当たりの床面積は、規則で定める基準による。
- (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするとともに、必要に応じて介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設ける。
- (3) 医務室 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすること。
- (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
(軽費老人ホーム A 型の職員の配置の基準)

第 39 条 軽費老人ホーム A 型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム A 型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第 5 号に掲げる栄養士、第 6 号に掲げる事務員、第 7 号に掲げる医師又は第 8 号に掲げる調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホーム A 型にあっては同号に掲げる調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
 - (2) 生活相談員
 - ア 生活相談員の数は、常勤換算方法で、1 以上で、入所者の数に応じて規則で定める数とすること。
 - イ 生活相談員のうち 1 人を主任生活相談員とすること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
 - (3) 介護職員
 - ア 介護職員の数は、常勤換算方法で、4 以上で、入所者の数に応じて規則で定める数とすること。
 - イ 介護職員のうち 1 人を主任介護職員とすること。
 - (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。） 常勤換算方法で、1 以上で、入所者の数に応じて規則で定める数
 - (5) 栄養士 1 以上
 - (6) 事務員 2 以上
 - (7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - (8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホーム A 型の実情に応じた適当数
- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の軽費老人ホーム A 型の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
(軽費老人ホーム A 型の利用料の受領)

第 40 条 軽費老人ホーム A 型は、入所者から利用料として、サービスの提供に要する費用その他の規則で定める費用の支払を受けることができる。

2 軽費老人ホーム A 型は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(軽費老人ホーム A 型における健康管理)

第41条 軽費老人ホーム A 型は、入所者について、その入所時及び毎年定期に 2 回以上健康診断を行わなければならない。

(軽費老人ホーム A 型における生活相談員の責務)

第42条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、規則で定める業務を行わなければならない。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホーム A 型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホーム A 型にあっては、生活相談員又は主任介護職員（生活相談員及び主任介護職員が置かれていない場合にあっては、介護職員）が前 2 項に規定する業務を行わなければならない。

(準用)

第43条 第 4 条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条及び第25条から第34条までの規定は、軽費老人ホーム A 型について準用する。この場合において、第23条第 2 項中「この章」とあるのは、「第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第 4 条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第25条から第34条まで」と読み替えるものとする。

(軽費老人ホーム B 型に係る基本方針)

第44条 軽費老人ホーム B 型は、無料又は低額な料金で、身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して明るく生活できるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 軽費老人ホーム B 型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホーム B 型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供

に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(軽費老人ホーム B 型の規模)

第45条 軽費老人ホーム B 型は、50人以上（他の老人福祉施設に併設する場合にあっては、20人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホーム B 型の設備の基準)

第46条 軽費老人ホーム B 型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めた軽費老人ホーム B 型の建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 軽費老人ホーム B 型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該軽費老人ホーム B 型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、この限りでない。

(1) 居室

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 浴室

(4) 便所

(5) 面談室

(6) 洗濯室又は洗濯場

(7) 管理人居室

(8) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

4 前項第 1 号、第 3 号及び第 7 号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1 人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2 人とする。ことができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、規則で定める基準によること。

エ 洗面所及び調理設備を設けること。

オ 調理設備について、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするとともに、必要に応じて介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(3) 管理人居室 宿直を置く軽費老人ホームB型にあっては、宿直室をもってこれに代えることができること。

(軽費老人ホームB型の職員の配置の基準)

第47条 軽費老人ホームB型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 当該軽費老人ホームB型の管理を行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適當数

(3) 入所者の生活及び身上に関する相談及び助言並びに日常生活上の世話をを行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適當数

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の軽費老人ホームB型の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(軽費老人ホームB型の利用料の受領)

第48条 軽費老人ホームB型は、入所者から利用料として、サービスの提供に要する費用その他の規則で定める費用の支払を受けることができる。

2 軽費老人ホームB型は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。
(軽費老人ホームB型における自炊の支援等)

第49条 軽費老人ホームB型は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。

2 軽費老人ホームB型は、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には、入所者に対し、介助、給食サービスその他の日常生活上の世話をを行うよう努めなければならない。

(準用)

第50条 第4条から第6条第1項まで、第7条から第10条まで、第13条から第16

条まで、第18条、第20条から第23条まで及び第25条から第34条までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第23条第2項中「この章」とあるのは、「第45条から第49条まで並びに第50条において準用する第4条から第6条第1項まで、第7条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条、第20条から前条まで及び第25条から第34条まで」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第93号

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第4条―第30条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、老人福祉法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）において使用する用語の例による。

第2章 基本方針

第3条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備の一般原則）

第4条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第5条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第6条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第7条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障が

ない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第8条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第9条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

（記録の整備）

第10条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該入所者の退所の日をいう。）から2年間保存しなければならない。

- (1) 処遇計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 第17条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第11条 養護老人ホームは、20人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第12条 養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた養護老人ホームの建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 宿直室
- (11) 職員室
- (12) 面談室

(13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

(15) 霊安室

(16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号、第2号、第6号から第9号まで及び第11号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、規則で定める基準によること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

(2) 静養室

ア 医務室又は職員室に近接して設けること。

イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、前号ア、ウ及びエに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

5 養護老人ホームの構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、規則で定める基準によること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

6 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の養護老人ホームの設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

第13条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号に掲げる栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号に掲げる調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員

ア 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

(4) 支援員

ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、規則で定める介護サービスの提供を受けていないものをいう。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。

(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(6) 栄養士 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の養護老人ホームの職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（居室の定員）

第14条 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

（入退所）

第15条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、

その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談及び助言を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

（処遇計画）

第16条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

（処遇の方針）

第17条 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を

行ってはならない。

- 5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（食事）

第18条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（生活相談等）

第19条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
- 7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるとともに、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第20条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態又は要支援状態となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

（健康管理）

第21条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

（施設長の責務）

第22条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（生活相談員の責務）

第23条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、規則で定める業務を行わなければならない。

- 2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない養護老人ホーム（規則で定める介護サービスの事業を行うものに限る。）にあっては、主任支援員が前2項に規定する業務を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第24条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第25条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等) 第26条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。 2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 (秘密保持等) 第27条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (苦情への対応) 第28条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5 養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。 (地域との連携等) 第29条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。 2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、市町村等の派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応) 第30条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定	める措置を講じなければならない。 2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇に関し事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 前項の事故が入所者の死亡事故その他重大な事故であるときは、養護老人ホームは、速やかに道に報告しなければならない。 4 養護老人ホームは、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 5 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 平成18年4月1日前から引き続き存する養護老人ホーム（同年3月31日において建築中のものを含む。）に係る第14条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「原則として2人以下とする」とする。 3 前項の規定にかかわらず、昭和62年3月9日前から引き続き存する養護老人ホームに係る第14条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とする」とする。 (検討) 4 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。 平成24年12月28日 北海道知事 高 橋 はるみ
--	---

北海道条例第94号

北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第3条―第32条）

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第33条―第43条）

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第44条―第49条）

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第50条―第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、老人福祉法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）において使用する用語の例による。

第2章 基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第3条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにす

ることを目指すものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第4条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気その他の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第5条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第6条 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。（職員の専従）

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。
(記録の整備)

第10条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該入所者の退所の日をいう。）から2年間保存しなければならない。

- (1) 処遇計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(設備の基準)

第11条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた特別養護老人ホームの建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号から第9号まで及び第11号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ アの規定にかかわらず、入所者のプライバシーの確保に配慮した措置がなされ、かつ、当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する市町村長の意見を聴いて知事が必要と認める場合は、一の居室の定員は、4人以下とすることができること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 入所者1人当たりの床面積は、規則で定める基準によること。

オ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

カ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

キ 規則で定める面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

ク 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ケ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ウ及びオからケまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(8) 介護職員室

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、規則で定める基準によること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める要件を満たす特別養護老人ホームの建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

6 特別養護老人ホームの構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、規則で定める基準によること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の特別養護老人ホームの設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（職員の配置の基準）

第12条 特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号に掲げる栄養士を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

- (3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）
 - ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
 - イ 看護職員の数、常勤換算方法で、1以上で、入所者の数に応じて規則で定める数とすること。
 - (5) 栄養士 1以上
 - (6) 機能訓練指導員 1以上
 - (7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の特別養護老人ホームの職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。
- （サービス提供困難時の対応）
- 第13条** 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- （入退所）
- 第14条** 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 3 前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成

等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（処遇計画）

第15条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、処遇計画を作成しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

（処遇の方針）

第16条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第17条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入

浴させ、又は清しきししなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 特別養護老人ホームは、褥瘡^{じょくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。

7 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第18条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂^とることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第19条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第20条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるとともに、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければな

らない。

(機能訓練)

第21条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第22条 特別養護老人ホームの医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第23条 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(施設長の責務)

第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りで

ない。

（衛生管理等）

第27条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（協力病院等）

第28条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第29条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情処理）

第30条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第31条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、

協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、市町村等の派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関し事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 前項の事故が入所者の死亡事故その他重大な事故であるときは、特別養護老人ホームは、速やかに道に報告しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（この章の趣旨）

第33条 前章（第12条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（運営規程）

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

（設備の基準）

第36条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たすユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、この限りでない。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室

- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

- (ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 地階に設けてはならないこと。
- (エ) 一の居室の床面積等は、規則で定める基準によること。
- (オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (キ) 規則で定める面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 地階に設けてはならないこと。
- (ウ) 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。
- (エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める要件を満たすユニット型特別養護老人ホームの建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

6 ユニット型特別養護老人ホームの構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、規則で定める基準によること。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他のユニット型特別養護老人ホームの設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(サービスの取扱方針)

第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第38条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

ない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第39条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第40条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定めるところにより、職員の配置を行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第42条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第32条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第4項」とあるのは「第43条において準用する第32条第4項」と読み替えるものとする。

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第44条 前2章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号から第9号まで及び第11号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ アの規定にかかわらず、入所者のプライバシーの確保に配慮した措置がなされ、かつ、当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する市町村長の意見を聴いて知事が必要と認める場合は、一の居室の定員は、4人以下とすることができること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 入所者1人当たりの床面積は、規則で定める基準によること。

オ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

カ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

キ 規則で定める面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

ク 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ケ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ウ及びオからケまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとする。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとする。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとする。

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、規則で定める地域密着型特別養護老人ホームについては、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要

な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7) 調理室

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ 規則で定める地域密着型特別養護老人ホームについては、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

(8) 介護職員室

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、規則で定める基準によること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める要件を満たす地域密着型特別養護老人ホームの建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

6 地域密着型特別養護老人ホームの構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、規則で定める基準によること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の配置の基準)

第46条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 1以上

(4) 介護職員又は看護職員

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、1以上とすること。

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(介護)

第47条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。

7 地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(地域との連携等)

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、市町村等の派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(準用)

第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第4項」とあるのは「第49条において準用する第32条第4項」と読み替えるものとする。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第50条 前3章（第46条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章

に定めるところによる。

(設備の基準)

第51条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たすユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、この限りでない。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定

員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 地階に設けてはならないこと。

(エ) 一の居室の床面積等は、規則で定める基準によること。

(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(キ) 規則で定める面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ウ) 一の共同生活室の床面積は、規則で定める基準によること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、規則で定めるユニット型地域密着型特別養護老人ホームについては、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(4) 調理室

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ 規則で定めるユニット型地域密着型特別養護老人ホームについては、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める要件を満たすユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、規則で定める基準によること。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他のユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(介護)

第52条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

ない。

- 5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第4項」とあるのは「第53条において準用する第32条第4項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(居室の定員に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第11条第4項第1号及び第45条第4項第1号の規定の適用

については、第11条第4項第1号ア及び第45条第4項第1号ア中「1人とする」とあるのは、「4人以下とすること」とし、第11条第4項第1号イ及び第45条第4項第1号イの規定は、適用しない。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）に係る第11条第4項第1号及び第45条第4項第1号の規定の適用については、第11条第4項第1号ア及び第45条第4項第1号ア中「1人とする」とあるのは、「原則として4人以下とすること」とし、第11条第4項第1号イ及び第45条第4項第1号イの規定は、適用しない。

- 4 前2項の規定にかかわらず、昭和62年3月9日前から引き続き存する特別養護老人ホームの建物に係る第11条第4項第1号及び第45条第4項第1号の規定の適用については、第11条第4項第1号ア及び第45条第4項第1号ア中「1人とする」とあるのは、「8人以下とすること」とし、第11条第4項第1号イ及び第45条第4項第1号イの規定は、適用しない。

(ユニット型特別養護老人ホーム等に関する経過措置)

- 5 平成14年8月7日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（同日以後に建物の規模又は構造を変更したもの及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第107号）附則第3条第2項の規定により知事に申し出たものを除く。）は、特別養護老人ホームであってユニット型特別養護老人ホームでないものとみなす。ただし、当該特別養護老人ホームが、第12条及び第3章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

- 6 平成15年4月1日以前に老人福祉法第15条の規定により設置された特別養護老人ホーム（同日において建築中のものであって、同月2日以後に同条の規定により設置されたものを含む。以下この項において「平成15年前特別養護老人ホーム」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運

営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第5条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「旧基準省令」という。）第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの（平成23年8月31日において改修、改築又は増築中の平成15年前特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。）であって、同年9月1日以後に同条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。）のうち、介護保険法第48条第1項第1号の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、施行日以後最初の指定の更新までの間は、第9条第3項並びに第32条第3項及び第4項（同条第3項に規定する事故の記録に係る部分に限る。）の規定を除き、旧基準省令の規定の例によることができる。

- 7 平成23年9月1日前に老人福祉法第15条の規定により設置された地域密着型特別養護老人ホームであって、旧基準省令第64条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームであるもの（同年8月31日において改修、改築又は増築中の地域密着型特別養護老人ホームであって、同年9月1日以後に同条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。）のうち、介護保険法第42条の2第1項の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設であるものについては、施行日以後最初の指定の更新までの間は、第49条において準用する第9条第3項並びに第32条第3項及び第4項（同条第3項に規定する事故の記録に係る部分に限る。）の規定を除き、旧基準省令の規定の例によることができる。

（検討）

- 8 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
-